

相続人調査パック

戸籍収集	20,000円～
相続関係説明図	
各専門家の紹介（必要な場合）	

※ただし戸籍収集は5通までとなります。以降1通につき2,000円頂戴致します。

相続手続きおまかせパッケージの比較表

項目	相続登記のみプラン	相続登記節約プラン	相続登記お任せプラン
初回のご相談（60分）	○	○	○
被相続人の出生から死亡までの戸籍収集 ※1	×	○	○
相続人全員分の戸籍収集 ※1	×	○	○
収集した戸籍のチェック業務	○	○	○
相続関係説明図（家系図）作成	×	○	○
評価証明書取得	×	×	○
遺産分割協議書作成（1通） ※6	×	○	○
相続登記（申請・回収含む） ※2、3、4、5	○	○	○
不動産登記事項証明書取得	○	○	○
不動産調査 ※7	×	×	○
預貯金の名義変更 ※8 （預貯金の名義変更まで丸ごと依頼したい方はこちらをクリック）	×	×	×
パック特別料金	48,000円～	78,000円～	98,000円～

※1戸籍収集は4名までとなります。以降1名につき4,000円頂戴致します。

※2相続登記料金は、「不動産の個数（筆数）が3以上の場合」「複数の相続が発生している場合」には、追加料金をいただきます。

※3不動産の評価額により、料金に変更が生ずる場合がございます。

※4不動産が多数ある場合、不動産ごとに相続人が異なる場合は、申請件数が増えますので別途加算されます。

※5当事務所の報酬とは別に登録免許税（固定資産評価額の0.4%）が必要になります。例えば、不動産の評価額が2,000万円の場合、国への税金として2,000万円×0.4%=80,000円が別途掛かります。

※6遺産分割協議書のみ作成ご依頼の場合の費用は、20,000円～になります。また、遺産分割協議書に不動産以外の内容を記載する場合は別途費用が発生します。

※7司法書士が被相続人名義の不動産をご依頼いただいた市町村にて調査いたします。

遺産整理業務（相続手続き丸ごとお任せプラン）

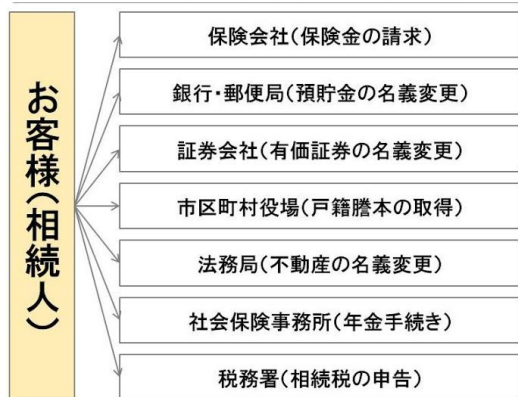
不動産の名義変更だけでなく、預貯金などの相続に関するあらゆる手続きをまとめて代行！

遺産整理業務とは、司法書士が遺産管理人（遺産整理業務受任者）として相続人様の窓口として、相続に関する不動産、預貯金、株券、自動車、保険金、年金などのあらゆる相続手続きをお客様のご希望に応じて一括でお引き受けするサービスです。

相続財産の価額	報酬額
500万円以下	25万円+消費税

500万円を超え5000万円以下	(価額の1.2%+19万円) +消費税
5000万円を超え1億円以下	(価額の1.0%+29万円) +消費税
1億円を超え3億円以下	(価額の0.7%+59万円) +消費税
3億円以上	(価額の0.4%+149万円) +消費税

● ご自身で各手続きをされる場合



手続き毎にそれぞれの機関に申請
しなくてはならず、時間と労力がかかる…

● 当事務所のワンストップサービス



当事務所がお客様の窓口となり、
ワンストップで各種手続きを代行！

相続放棄

項目	ライトプラン	ミドルプラン	フルプラン
無料相談	初回	初回	何度でも
戸籍収集	×	○	○
相続放棄申述書作成	○	○	○
書類提出代行	×	○	○
照会書への回答作成支援	×	○	○
債権者とのやりとり代行	×	×	○
債権者への通知サービス	×	×	○
親戚への相続放棄「まごころ」通知サービス	○	○	○
パック特別料金	25,000円	40,000円	50,000円

※料金は、相続放棄1名様あたりの金額となります。
3ヶ月期限超え 相続放棄申述書作成費用
1件 60,000円～

(※提供サービスは、上記フルプランパックと同じものとなります。)

遺言関連

遺言書作成サポート (自筆証書)	50,000円～
遺言書作成サポート (公正証書)	50,000円～

証人立会い	10,000円／名
遺言書の保管（年1回の安否確認含む）	1,000円／年

※公正証書遺言の場合、当事務書の報酬と別に公証人役場の手数料が必要になります。

遺言執行費用

遺産評価総額	遺産額の1.0%
--------	----------

※遺産額に関わらず、報酬は最低30万円からとなります。

生前贈与

生前贈与登記	50,000円～
贈与契約書作成	20,000円～

裁判書類

遺産分割調停申立書作成等一式	100,000円
遺言書の検認申立書作成等一式	50,000円～

後見業務など

相続財産管理人申立	100,000円
不在者財産管理人申立	100,000円
特別代理人申立	50,000円
成年後見申立（同行なし）	80,000円

料金は、対象者1名様あたりの額となります。

家族信託

遺言信託スキームコンサルティング	20万円～（財産の内容で変動します）
信託契約スキームコンサルティング	30万円～（財産の内容で変動します）
信託を原因とした所有権移転登記	70,000円～
信託受益者代理人等の費用	応相談